

介護保険通信

介護保険関連の 医療費控除

要支援・要介護認定
を受けている方が
対象です。

についてお知らせします



介護保険を利用して支払った費用の一部は医療費控除の対象になります

◆ 在宅サービスを利用している人

① 次のいずれかの医療系サービスを利用している

- 訪問看護
- 訪問リハビリテーション
- 居宅療養管理指導
- 通所リハビリテーション
- 短期入所療養介護
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
(一体型事業所で訪問看護を利用する場合に限る)
- 看護小規模多機能型居宅介護

いいえ

医療費控除の対象になりません

※注) 喀痰吸引及び経管栄養等を含む在宅サービス
については、自己負担の10分の1が医療費
控除の対象となる場合があります。



介護系サービスのみの
利用では、医療費控除
の対象になりません。

はい

② 上記①のサービスと併せて、次のいずれかの介護系サービスを利用している

- 訪問介護(生活援助が中心である場合は除く)、夜間対応型訪問介護
- 訪問入浴介護
- 通所介護、認知症対応型通所介護、地域密着型通所介護
- 短期入所生活介護
- 小規模多機能型居宅介護
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
(一体型事業所で訪問看護を利用しない場合及び連携型事業所に限る)
- 地域支援事業の訪問型サービス(生活援助中心のサービスを除く)
- 地域支援事業の通所型サービス(生活援助中心のサービスを除く)

はい

医療費控除の対象となるのは、次のとおりです。

- ・①で利用しているサービスの「自己負担(1割~3割)」
- ・短期入所療養介護の利用による「滞在費・食費」
- ・通所リハビリの利用による「食費」
- ・②で利用しているサービスの「自己負担(1割~3割)」

いいえ

医療費控除の対象となるのは、次のとおりです。

- ・①で利用しているサービスの「自己負担(1割~3割)」
- ・短期入所療養介護の利用による「滞在費・食費」
- ・通所リハビリの利用による「食費」

◆ 施設サービスを利用している人

① 特別養護老人ホーム(地域密着型特養を含む)に入所している

「自己負担(1割~3割)と部屋代及び食費」を合計した金額の1/2が医療費控除の対象です

② 介護老人保健施設、介護医療院または介護療養型医療施設に入所している

「自己負担(1割~3割)と部屋代及び食費」を合計した金額が医療費控除の対象です

◆ 次のサービスは医療費控除の対象になりません



- 認知症対応型共同生活介護 P8※注)
- 特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護 P8※注)
- 福祉用具貸与
- 特定福祉用具購入
- 住宅改修
改修工事内容によって、固定資産税の減額を受けられる場合があります。
詳しくは資産税課 (☎21-6820)へおたずねください。

ご注意

- 高額介護サービス費として払い戻しを受けている場合は、払い戻された金額を除いた額が医療費控除の対象になります。
- 介護サービスを利用したときに、併せて支払っている「日常生活費」や「特別な部屋代」、「特別な食事代」などは医療費控除の対象にはなりません。
- 確定申告には、「医療費控除の明細書」の添付が必要です。「医療費控除の対象となる金額が記載された領収書」の提出は不要ですが、明細書の記入内容の確認のため、その領収書を確定申告期限等から5年間保存する必要があります。(税務署から求められたときは、提示または提出しなければなりません。)



おむつ代の医療費控除について



けがや病気等により**おおむね6か月以上寝たきり**で医師の治療を受けている場合、**医師が必要と認めたおむつ代**については、医療費控除を受けることができます。

【必要な書類】

① 医師が発行した「おむつ使用証明書」

※ただし、控除を受けて2年目以降の場合で、介護認定を受けている人は市が発行する「市が主治医意見書の内容を確認した書類(おむつ代医療費控除証明書)」でも受け付けます。

② 「医療費控除の明細書」

【おむつ代医療費控除証明書の交付】

- 一定の条件を満たしている必要がありますので、あらかじめ下記の窓口を確認してください。
- 交付手続きには、介護保険被保険者証が必要です。
- 令和5年分については、令和6年1月から交付できます。

【証明書交付窓口】

- 高齢者福祉課 ☎21-6971
- 各行政センター市民サービス課

- 介護保険に関するおたずね 高齢者福祉課 ☎21-6972
- 医療費控除に関するおたずね 市県民税：市民税課 ☎21-6770
- 所得 税：出雲税務署 ☎21-0440